

## 宿泊事業者に対する事業継続支援金給付事業制度の概要

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の拡大により事業収入の減少した市内宿泊事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付します。

### 1. 給付額

| 対象施設の収容人数    | 支援金額 |
|--------------|------|
| 20人未満        | 10万円 |
| 20人以上100人未満  | 20万円 |
| 100人以上200人未満 | 30万円 |
| 200人以上       | 40万円 |

収容人数は、原則として各施設の宿泊可能人数を基に計算します。

市内で複数の宿泊施設を営んでいる場合は、合計収容人数を基に算出します。

市内で複数の宿泊施設を有する場合でも、支援金の給付は1事業者1回限りです。

### 2. 給付対象者(以下のすべてに該当する者)

福井市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業主で、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館、ホテル、同法第2条第3項に規定する簡易宿泊所を福井市内において申請時点で営み、今後も営業を継続する見込みであること(地方公共団体等が所有する施設を除く)

対象月( )の月間事業収入に12をかけた額が、令和元年(法人は前々年の事業年度)の年間事業収入と比較して20%以上減少していること

$$(\text{令和元年の事業年度の年間事業収入}) \times 0.8 \quad (\text{対象月の事業収入}) \times 12$$

対象月:令和3年1月から12月までの間の任意の一月

いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと

研修施設又は福利厚生施設であると認められないこと

施設を営む者(申請者)が市税を滞納していないこと

施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと

### 3. 申請方法

(1) 申請期限:令和4年1月14日(金)まで(必着)

給付の可否を判断する事業期間は令和3年1月から12月です。

(2) 申請場所: 郵送または窓口で直接申請

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 AOSSA 5階  
福井市おもてなし観光推進課  
:0776-20-5346

(3) 申請書類(下記の書類のほかに、追加の資料の提出を求めることがあります)

法人の場合

申請書

宿泊施設の営業許可書(写)

前々年度の確定申告書別表一の控え(写) 年間事業収入がわかること  
対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳等)

法人名義の振込先口座の通帳(写)

通帳を開いた1, 2ページ目の写しを添付

個人事業主の場合

申請書

宿泊施設の営業許可書(写)

令和元年分確定申告書別表一の控え(写) 年間事業収入がわかること  
対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳等)

代表者名義の振込先口座の通帳(写)

通帳を開いた1, 2ページ目の写しを添付

代表者の身分証明書(写)

運転免許証など

#### 4. 支払方法

給付決定後に、申請時にご指定いただいた口座に振り込みます。

申請の承認は指定口座への振込をもってかえさせていただきます。

(不給付の場合には別途通知します。)

申請内容に不備がない場合には、申請を受け付けてから3週間程度で振込予定ですが、遅れる場合があります。

#### 5. その他

虚偽や不正によって給付を受けたことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。